

2019年2月1日現在

1. 商品名	普通預金（総合口座）
2. ご利用いただける方	■個人または法人のお客さま（ただし、総合口座は個人のお客さまのみ）
3. 期間	■特にございません。
4. お預け入れ方法 (1) お預入方法 (2) お預入金額 (3) お預入単位	■随時お預け入れいただけます。 ■1円以上 ■1円単位
5. 払い戻し方法	■随時払い戻しいたします。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払い頻度 (3) 計算方法	■毎日の店頭表示の利率を適用します。 ■毎年、2月・8月の当行所定の日、この預金に組み入れます。 ■毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、1年を365日とする日割り計算を行います。 ※無利息の決済用普通預金（総合口座）と普通預金（総合口座）を相互間で切り替えた場合、切り替え前後の普通預金（総合口座）の利息については、切り替え前後の普通預金（総合口座）の利息計算方法に従って計算し、切り替え時に清算します。 ※総合口座の貸越利息は切替時には清算しません。
7. 税金	■法人のお客さま 総合課税（非課税法人の場合は非課税） ■個人のお客さま 2013年1月1日から2037年12月31日までにお受け取りになる利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ■マル優ご利用の場合は非課税
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	■総合口座の担保とすることができます。（個人のお客さまのみ） 貸越限度額 総合口座にお預けの定期預金を担保にその90%以内または300万円までのいずれか少ない額 ※ご返済は普通預金へのご入金により自動的に行われます。 貸越利率 担保定期預金の約定利率+0.5% ■無利息の決済用普通預金（総合口座）と相互間の切り替えが可能です。 ※切り替えについて口座番号は変わりませんので、給与振込や年金のお受取り、公共料金などの自動振替の変更手続きは不要です。なお、変更手続き時には、200円の収入印紙代が実費必要となります。 ※総合口座はおひとりさま1口座とさせていただきます。 ※未成年のお客さまは、総合口座はご利用いただけません。
10. 金利情報の入手方法	■店頭備え付けの金利表示ボードおよびインターネット上のホームページをご覧ください。または店頭にお問い合わせください。
11. その他参考となる事項	■この預金は預金保険の対象商品になっています。同制度により保護される他の預金等と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	・全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772